

# 保管場所法改正のおしらせ

## 改正の概要

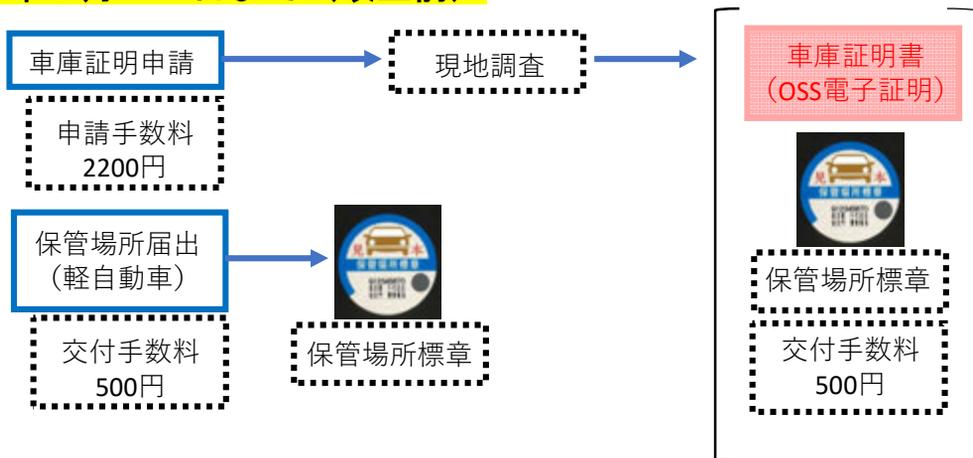
令和7年4月1日から、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行されます。

施行後は、車庫証明申請等で交付していた保管場所標章（標章シール）が廃止され、手続き、申請書等の様式が変更になります。

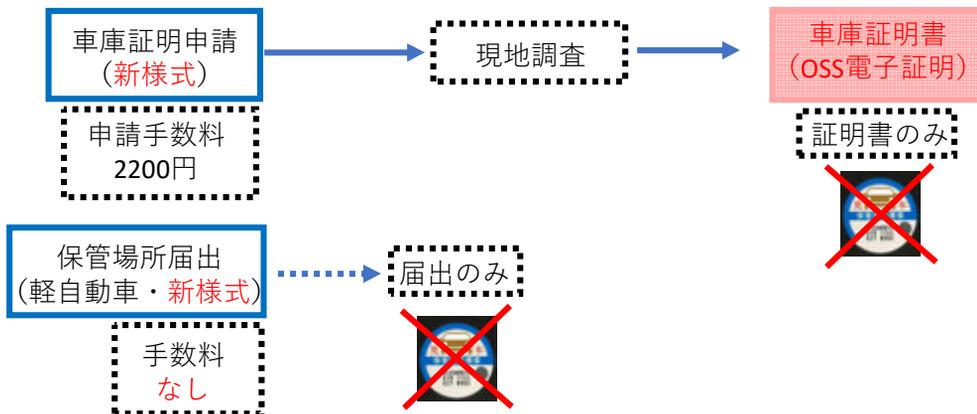
## 改正の内容

### 【手続き等の一部変更】

#### 令和7年3月31日まで（改正前）



#### 令和7年4月1日から（改正後）



※保管場所標章を交付する際、これまで500円の手数料を徳島県収入証紙により徴収しているところ、標章の廃止に伴い、当該手数料は不要となります。収入証紙を事前にお買い求めになる際は、お間違えのないようご注意ください。